

# 「三重おもいやり駐車場利用証制度」 妊産婦の利用期間を延長します

令和5年4月1日から

**妊産婦**の方が利用できる期限を**延長**します

これまで

母子健康手帳取得時～産後1年6か月まで

これから

母子健康手帳取得時～産後2年まで



多胎児（双子、三つ子など）の場合は、  
母子健康手帳取得時～産後3年まで利用が可能となります。

## ○利用証をお持ちの方、既に利用証を返却された方へ

(1)利用証の有効期限が  
令和4年10月～令和5年3月の方  
(※多胎児育児者の場合、令和3年10月～令和5年3月)

令和5年3月1日(水)から  
電子申請または郵送で

(ア)利用証を返却されて  
いない方

**延長**の手続きが可能です。  
(※4月3日(月)以降は窓口での申請も可能)

(イ)利用証を返却された方

**再交付**の手続きが可能です。  
(※4月3日(月)以降は窓口での申請も可能)

(2)利用証の有効期限が  
令和5年4月以降の方

令和5年4月3日(月)から  
電子申請、郵送または窓口で

**延長**の手続きが可能です。  
(※利用証を返却された場合、再交付申請が可能)

**電子申請**  
がおすすめです。



※詳しい手続きの内容は裏面をご確認ください。

# 利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

## 1 有効期限が令和4年10月(※多胎児育児者の場合、令和3年10月)以降の利用証をお持ちの方

有効期限を延長するため、有効期間延長申請をおこなってください。  
お使いの利用証を、延長された有効期限に貼り替えるための数字シールを郵送またはお渡しします。

以下、①電子申請、②郵送申請、③窓口申請、いずれかの方法で申請をお願いします。

### ①電子申請

三重県地域福祉課ユニバーサルデザイン班のホームページから申請が可能です。  
右のQRコードからアクセスするか、「三重おもしろい」で検索してください。  
また、申請時には確認書類①母子健康手帳の表紙、②「母子健康手帳のお子様の誕生日  
または出生予定日がわかるページ」または「お子様の誕生日がわかる書類」、③現在お使い  
の利用証(有効期限と番号が記載の面)を撮影のうえ、写真データを添付してください。



### ②郵送申請

「有効期間延長申請書」と確認書類①母子健康手帳の表紙、②「母子健康手帳のお子様の誕生日  
または出生予定日がわかるページ」または「お子様の誕生日がわかる書類」、③現在お使いの利用証  
(有効期限と番号が記載の面)(いずれも写し)を同封し、下記宛先へ郵送してください。  
宛先: 〒514-8570 津市広明町13番地 三重県地域福祉課ユニバーサルデザイン班

### ③窓口申請 (令和5年4月3日(月)から)

以下の窓口で申請ができます。【受付時間:月曜日～金曜日の8:30～17:00(祝祭日を除く)】  
確認書類①母子健康手帳の表紙、②「母子健康手帳のお子様の誕生日または出生予定日がわかるページ」  
または「お子様の誕生日がわかる書類」、③現在お使いの利用証を必ず持参のうえ、「有効期間延長申請書」を  
窓口で記入し、申請してください。  
お子様の誕生日がわかる書類、利用証を持参されない方は即日交付できないことがあります。

なお、一部市町(桑名市、四日市市、東員町、菟野町、津市、熊野市、紀宝町)の窓口では申請受付のみとなり、  
後日、県から数字シールを郵送しますので、申請からお渡しまで約2～3週間程度必要となります。

県の申請窓口	所在地	電話番号
子ども・福祉部地域福祉課(県本庁)	津市広明町13(三重県本庁舎2階)	059-224-3349
北勢福祉事務所	四日市市新正4-21-5(三重県四日市庁舎2階)	059-352-0586
鈴鹿保健所	鈴鹿市西条5-117(三重県鈴鹿庁舎2階)	059-382-8671
津保健所	津市桜橋3-446-34(三重県津庁舎5階)	059-223-5290
松阪保健所	松阪市高町138(三重県松阪庁舎2階)	0598-50-0527
多気度会福祉事務所	伊勢市勢田町628-2(三重県伊勢庁舎1階)	0596-27-5139
伊賀保健所	伊賀市四十九町2802(三重県伊賀庁舎2階)	0595-24-8070
紀北福祉事務所	尾鷲市坂場西町1-1(三重県尾鷲庁舎2階)	0597-23-3432
紀南福祉事務所	熊野市井戸町383(三重県熊野庁舎保健所棟)	0597-85-2158

県の申請窓口及び一部の市町窓口では申請手続きに不備等がなければ、その場で数字シールを貼替またはお渡し  
します。

市町の申請窓口は  
こちらから確認  
ください↓



## 2 上記1の利用証をすでに返却された方

延長された有効期限で利用証を再交付するため、  
確認書類①母子健康手帳の表紙、②「母子健康手帳のお子様の誕生日または出生予定日がわかるページ」  
または「お子様の誕生日がわかる書類」を準備のうえ、

①電子申請、②郵送申請、③窓口申請、いずれかの方法で、再交付の手続きを行ってください。

### 問い合わせ先

○三重県子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

☎059-224-3349 FAX059-224-3085 ✉ud@pref.mie.lg.jp